

報道資料

令和元年9月27日
奈良県総務部税務課 課税係
担当：松本 中橋
0742-27-8853, 内線2241、2242

令和元年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%へ

令和元年10月1日に、消費税率が8%から10%（うち、地方消費税は1.7%から2.2%）に引き上げられます。

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心して暮らせる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

●税率引上げ分の使い道について

税率引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

例えば、

- ①待機児童の解消
 - ②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化
 - ③真に支援の必要な高等教育(大学など)の無償化
 - ④介護職員の処遇改善
 - ⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減
 - ⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給
- などです。

●軽減税率制度の実施について

税率引上げに合わせて、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置く軽減税率制度が実施されます。このほか、家計や景気への影響を緩和するための対策も実施します。

消費税・地方消費税率の引上げについて

「政府広報 消費税」で検索してください

軽減税率制度について

「国税庁 軽減税率」で検索してください

消費税に関するリンク

税務課HP：<http://www.pref.nara.jp/11747.htm>